

# 水産流通適正化制度の事業者の届出

## 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚（全長13cm以下）の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

### 1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
  - (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
  - (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚（全長13cm以下））
  - (4) アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚（全長13cm以下）を採捕する権限
  - (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚（全長13cm以下））
  - (6) 譲渡しを開始しようとする日※
- ※うなぎの稚魚（全長13cm以下）について採捕者は、R7.12.1と届出して下さい。

### 2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
  - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。

### 3 届出先

| 届出する者        | 届出先    |
|--------------|--------|
| 漁業権、知事許可漁業者※ | 都道府県知事 |
| 大臣許可漁業者      | 農林水産大臣 |

※販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能です。

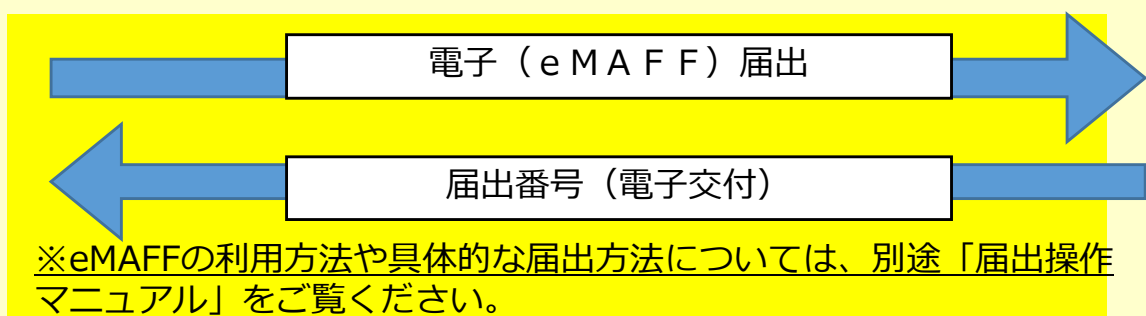
※2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣への届出となります。

### 4 届出方法

**原則、電子申請（eMAFF）で届出**を行って下さい。行政庁の確認・受理後、**届出者へ届出番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

都道府県知事又は農林水産大臣の許可、免許等に基づき採捕を行う者



【行政庁による確認】  
eMAFF

## 水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ及びその加工品、うなぎの稚魚（全長13cm以下）を販売、輸出等をする取扱事業者は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

**専ら消費者に対し販売、提供する場合は、届出は不要**です。

## 1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
  - (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
  - (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚（全長13cm以下））
- ※全ての関係する事務所等について届出して下さい。

## 2 添付書類

- (1) 住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）
  - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

## 3 届出先

| 届出する者                               | 届出先    |
|-------------------------------------|--------|
| 県域事業者<br>（事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者） | 都道府県知事 |
| 広域事業者<br>（事務所等が複数の都道府県にある事業者）       | 農林水産大臣 |

## 4 届出方法

**原則、電子申請（eMAFF）で届出**を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

加工事業者、  
流通事業者、  
輸出事業者等の  
取扱事業者

